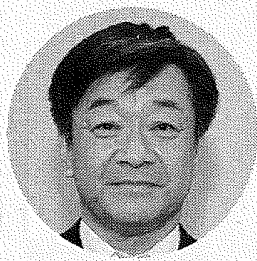


平成30年4月18日（曜日）

都市再生へ総合的対策

足立参院議員 「荒廃する日本」回避を

参院国交委質疑



空き地・空き家等の低
未利用地がランダム発生
する「都市のスポンジ化」
への対応を狙いとする都
市再生特別措置法一部改
正法案に関する参議院国
土交通委員会の質疑が17
日に行われ、足立敏之参

院議員が国土交通省に対
策支援の方向性などを質
問した。足立議員は「道
路など国土インフラのみ
ならず都市インフラが2
〜3流国に陥ってしまう
ことを懸念している。『荒
廃する日本』といわれる
前に都市のスポンジ化対
策を含めた都市再生対策
が必要」と述べ、石井啓
一大臣に対策推進に向け
た決意表明を求めた。

石井大臣は「地域活力
向上のためにコンパクト
プラスネットワークの国
土形成が不可欠」とした
上で、「コンパクトな拠
点における都市のスポン
ジ化を解消していくため
総合的に対策を進めてい
く」との決意を述べた。

また、3月に内閣府（地
方創生推進事務局と連携
し選定した「地方再生の
モデル都市（地方再生コ
ンパクトシティ）」に言
及。「32都市を選定して
おり、空き店舗対策など
にハード・ソフト両面か
ら総合的に取り組む。モ
デル都市に対し、今年度
から3年間集中的に支援
を図る」とした。

国交省ではモデル都市
に対する集中支援はハー
ド・ソフト両面で展開す
る。都市再構築事業、都
市公園・緑地等事業など
に対する社会資本整備総
合交付金の充当、地方創
生推進交付金（内閣府）、
民間まちづくり活動促進
・普及啓発事業などが
柱。国、都市再生機構の
職員によるハンスオン支
援も実施、モデル的な都
市再生事例の全国展開
を目指す方針。

今回の都市再生特別措置
法改正で可能となる「低
未利用地権利設定等推進
計画制度」や「立地誘導
促進施設協定制度」を導
入することで「具体的に
可能になる点」を質疑。
栗田卓也国交省都市局長
が回答。「公共公益施設
の転用の柔軟化」が主眼
と説明した。

同法改正を受けて創設
される低未利用土地権利
設定等促進計画制度は、低
未利用地のコーディネート
トや土地集約化の円滑促
進が狙い。複数の土地や建
物に一括して利用権など
を設定する。低未利用地の
地権者と利用希望者を行
政側でコーディネート
し、所有権にこだわらずに
複数の土地や建物に一括
して利用権等を設定する
計画を市町村が作成する
仕組み構築を図る。

立地誘導促進施設協定
制度は、身の回りの公共
空間の創出を狙い。地域
コミュニティなどが交流
広場等を共同で整備・管
理するための協定制度。
交流広場、コミュニティ
施設など、地域コミュニ
ティやまちづくり団体系
などが共同で整備・管理す
る施設に関する地権者の
協定締結により、空き地
・空き家の有効活用につ
なげる。